

11 教員採用試験について

(1) 教員採用の方法

学校教育法（第1条）に定める各学校の教員に任じられようとする者は、教育職員免許法（第3条）に基づいて、各担当の校種ないし教科の教員免許状を取得していなければならない。（これを教員免許状主義という。）

しかしながら、大学もしくは教員養成機関で、教員免許状取得のための基礎資格を満たし、かつ必要単位数を修得することによって、教員免許状の交付を受けたとしても、教員免許状の取得が直ちに教員に採用され任命される手続となるわけではない。最近全国各都道府県とも教員需要の実情が窮迫しており、地域の実態に応じて最小限一定数の教員確保に努力しているが、すべての任用希望者を全面的に採用することは事実上不可能である。

そのため、各都道府県及び政令指定都市の教育委員会においては、毎年教員採用の需要数に応じて、「公立学校教員採用候補者選考試験」を制度的に実施している。従って、公立の中学校・高等学校の教員をめざすものは、全国各都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会が実施する教員採用選考試験を受験して、これに合格することにより、各教育委員会における新年度の「教員採用候補者名簿」に登録されることを必要としている。

選考試験は各都道府県教育委員会によって、その実施時期が異なっているが、通常第1次試験（一般教養科目・教科専門科目及び教職専門科目についての筆記試験・面接）が7月から8月にかけて、また第2次試験（論文・実技・面接等）が8月から9月にかけて実施されている。試験の出願手続は、各教育委員会とも第1次試験に先立って比較的早期に行われるので、受験者各自が希望する各教育委員会に対して、直接に受験手続を取らなくてはならない。

(2) 採用試験の出願手続

本学における教育実習の参加期間と、教員採用選考試験の出願手続の時期とが重複しており、かつ教育実習に参加することによって、教員就職志望の意欲を強く動機付けられる事例が多く見られることから、教育実習に参加する学生は、事前に教員採用試験の出願手続を必ず済ませておくこと。

なお、私立学校の教員に採用される手続の詳細については、出願者各自によって、就職を希望する各都道府県にある私学協会に問い合わせるとともに、教職課程担当教員に申し出ること。

12 教員免許状の交付について

(1) 教員免許状交付の要件

教育職員免許法に定められた必要条件（履修科目・修得単位数）を充足すれば、中学校及び高等学校教諭の一種免許状を授与される。（ただし、中学校教諭一種免許状を取得する者は介護等体験を必要とする。）

教員免許状は、免許状取得資格者の申請によって、授与権者である各都道府県教育委員会より授与される。

(2) 申請手続について

本学で教員免許状交付の要件を満たした学生については（ただし科目等履修生は除く。）、大学で一括して、兵庫県教育委員会へ教員免許状の申請を行う。（一免許状につき兵庫県収入証紙（3,300円）が必要）

この教員免許状一括申請についてのガイダンスを例年11月下旬～12月上旬に実施するので、各自掲示に注意して、必ず出席すること。

なお、大学を介さず個人で申請する場合は、各帰省先の教育委員会へ提出書類の請求を行い、各自で手続を行うこと。（教育委員会ごとに提出書類の様式が異なります。）

また、大学を介して一括申請手続を行った学生については、学位記授与式当日に教員免許状を受領できるが、個人申請をする場合、免許状の交付は6月上旬頃となるので、注意を要する。

（一括申請をしなかった学生の「介護等体験終了証明書」は返却するので、個人申請時まで大切に保管しておくこと。）

13 「学校ボランティア」について

各教育委員会等において、授業、学級活動や特別活動の指導補助、部活動、教材準備、教材作りの補助等を行う学校ボランティアへの参加者を募集しています。申し込みを希望する学生は、申込方法を確認の上、各自手続きを行ってください。活動先が決まりましたら、必ず実習課へ活動先と活動期間を届け出てください。

（主なボランティア）

姫路市「メンタルヤングアドバイザー、学校園生活支援パートナー」

神戸市「スクールサポーター」

大阪市「学校支援ボランティア」

加古川市「学生スクールパートナー、学生アタック・パートナー」

明石市「スクールフレンド」